

東京都環境審議会  
水質土壌部会（第3回）

日 時：平成19年3月26日（月）午前10時00分  
場 所：東京都庁第一本庁舎 25階 116会議室

午前10時00分開会

○谷上企画調整課長 それでは、本日はお忙しい中お集まりいただきまして、ありがとうございます。

私は総務部企画調整課長の谷上でございます。

きょうご出席の委員の先生方が見えまして、ただいまから第3回水質土壌部会を開催いたしたいと思っております。

初めに、お手元に配付しました資料でございますが、一番上に会議次第があらうかと思っております。資料につきましては1から、5が枝番を振ってありまして1と2がありまして、6までございます。それから、参考資料といたしまして1から4までございます。万一お手元にない場合につきましては、お申し出いただければと思っております。よろしいでしょうか。

続きまして、本日の委員の方々のご出席につきましてお知らせいたします。当部会の構成員は6名でございますが、本日ご出席の委員は4名でございますので、審議会規則に定めまます定足数の過半数の4名に達していることをご報告いたします。

事務局からは以上です。

それでは、田瀬部会長、よろしくお願いいたします。

○田瀬部会長 それでは、ただいまから第3回の水質土壌部会の議事に入りたいと思っております。

水質総量規制に係る総量削減計画の策定及び総量規制基準の設定について、前回東京都の環境審議会から当水質土壌部会に付議されまして、1月26日の第2回水質土壌部会で審議をいたしたところであります。

事務局の案に対しまして部会としての意見を申し上げましたが、本日は部会の意見を踏まえて整理していただきました、それを審議していただきまして、最終的にはこの後11時から予定されております審議会の方に報告をしたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

それでは、審議に入る前に福島自然環境部長様よりあいさつをお願いしたいと思います。よろしくお願いいたします。

○福島自然環境部長 自然環境部長の福島でございます。おはようございます。お忙しいところお集まりいただきまして。

案としてお出しいたしました第6次総量削減計画と、それからその基準を1月26日に審議していただいたわけですが、そのときに大筋ではこれでよろしいだろうというお話と、それからその他のいろいろなご意見をいただきました。その後、パブリックコメントを

求めまして、その集計も終わったところでございます。本日またここでご審議いただいたものを最終案として本審議会の方に提出したいというふうに思っております。

どうぞわずかな時間の審議になろうかと思っておりますけれども、よろしくご審議のほどお願いいたします。

○田瀬部会長 どうもありがとうございました。

それでは、早速、本日の議題に入りたいと思います。

1つ目ですけれども、前回の部会の意見を踏まえまして整理をしていただきました総量削減計画及び総量規制基準について、まず事務局からご説明をいただきます。それからまた、前回部会の後、総量削減計画及び総量規制基準についてパブリックコメントをするということでしたので、そのパブリックコメントの結果の報告もあわせてお願いしたいと思います。

それではまず、議題の1の総量削減計画について、事務局に説明をお願いいたします。

○池田水環境課長 水環境課長の池田でございます。ご説明させていただきたいと思っております。

パブリックコメントについては、計画本文のことについてはありませんで、基準値のことについてでございますので、パブコメについてはそちらでご説明いたしたいと思っております。

資料1の総量削減計画案をお開きいただきたいのですけれども、前回の部会の先生方のご意見のうち一部を反映しておりますが、4ページをお開きください。4ページの合流式下水道の改善のところでございますが、この文を見ておわかりになるかと思っておりますけれども、雨天時の対策について少し記述をふやしております。具体的には、この2番目のフレーズでございますけれども、「このため雨天時をより多く処理場に送水し、雨水吐口等から排出される汚濁負荷を低減するため、下水管（しゃ集管きょ）の増強を行う。」と。その次、「また、汚れた初期雨水を一時貯留する施設の整備を推進する。都内における初期雨水を貯留する設備については、平成16年度で76万 $\text{m}^3$ であったが、平成21年度では91万 $\text{m}^3$ とする計画である。貯留した初期雨水を下水処理場で処理することにより、合流式下水道からの越流水による汚濁負荷の低減を図っていく。」ということで、下水道局におきましても新しい経営計画等ができて、この雨水貯留池の整備計画が出ましたので、それを反映した記述になっております。

それから、7ページをごらんいただきたいと思います。3の(1)エ、真ん中辺のちょっと下です。水辺の自然環境の保全・再生、このところで、生物による自然の浄化機能を生かしたというところをはっきりうたうべきではないかというご意見がございましたので、それを反映してございます。「水生生物をはじめとした多様な生物の生息環境を創出するため、

海浜や浅場等の整備を行うとともに、自然の浄化機能を生かした水辺環境の保全・改善を図る。」というところで反映してございます。

その他につきましては、直接計画本文ということではないと思いますので、今後の水辺環境施策をやっていく上で順次対策に反映していきたいと思っております。

変更点は以上でございます。

○田瀬部会長 どうもありがとうございました。

それでは、事務局からただいま説明がありました総量削減計画についてのご意見、ご質問をいただきたいと思っております。基本的には前回審議していただいたときに問題点として上げたものを事務局の方で加筆していただいたということだと思いますけれども、ご意見、ご質問等いかがでしょうか。

○細見委員 私はこれで結構だと思いますが、多分下水道の部局の方では、一時貯留されたものを処理するだとか、幾つかいろいろ努力されていると思うんですね。これはこのままでいいんですけれども、それはクイックプランに入るのか。あるいはそういう——もう下水道局の方でこれまで以上に、貯留式の雨水対策だけというか、初期降雨に対する調査・研究、それから実証調査をかなりやられていると思うんですね。そういう努力をされているというのがどこかに入ってもいいかなという気もしたんですけれども、これはこれでいいと思います。

質問は、クイックプランの中にそういうことが入っているんでしょうか。

○池田水環境課長 はい、合流改善については……

○細見委員 合流改善に、ここに含まれているわけですね。

○池田水環境課長 はい、さようです。具体的な91万㎡という数値目標は、このたび新しく経営計画でつくったものです。

○細見委員 つくってある。だからここでうたっても問題はない、根拠ある数値だと。

○池田水環境課長 そうです。

○細見委員 わかりました。

○田瀬部会長 ほかに何かございますか。よろしいですか。

基本的には前回ご審議いただいたことで、それをよりよいものにしたということで、特に問題はないかと思っておりますので、この総量削減計画につきましては、資料1のとおり環境審議会に報告をさせていただきたいと思っております。それでよろしいでしょうか。

(「はい」の声あり)

○田瀬部会長 では、どうもありがとうございました。

それでは、続きまして議題の2の方の総量規制基準について、説明をお願いいたします。

○池田水環境課長 最初に資料5-1をごらんください。資料5-1につきましては、前回も補足資料という形でアウトラインを説明しましたが、本審にも資料として使おうと思いません。

3ページ目に、このような形で上限値と下限値の間で具体的なCの値を知事が定めるというようなことで、ここを加えました。

それから、資料5-2について、1ページ目をお開きになってわかるかと思うんですけども、前回もいろいろ複雑なCの値の決め方がありましたので、そこを整理いたしました。ここについては、この表の頭の方を見ますと、東京都の第6次のCの値、これを今回決めるわけですが、それと現行の第5次のCの値とをまず比較しております。それからあと、第6次のCの値を決めるには、国が上限値、下限値というものを設定いたしまして、この範囲の中で具体的な第6次の数値を決めるということでございます。

1ページ目は化学的酸素要求量で、一番下に今回改定した値とありますが、ページをめくって、例えば1-3ページを見ますと網かけがあると思います。第5次と比較すると第6次の方が厳しくなっているということが網掛けでおわかりになるかと思えます。それから、その下の方の網かけがなくて変更はないじゃないかと思われるかもしれませんが、例えば34の穀類でんぷん製造業、これにつきましては、50とか40とか数値がありますが、これは第6次のCの値、幅ですね、下限値、これと同じでございます。前回もお話ししましたように、CODにつきましては5次にわたる規制強化をやっておりまして、ほとんどのものがもう既に国の定める下限値に落ちてきているということで、網かけのある、今回厳しくなったという部分は少ないかと思えますが、今言った事情がございます。

ページをめくって2-1ページまで行っていただきますと、こちらは窒素含有量のCの値でございますが、ぱらぱらめくってわかるように、窒素含有量に関するCの値というのは規制強化をかなりしております。これは、前回第5次で初めて総量規制が導入されたので、ここについては実態に合わせてどんどん厳しくしているということでございます。

それから、その後ろの方の3-1ページ以降はりんに係る基準値の設定でございます、それも窒素含有量と同じように網かけの部分が多いということが見てとれるかと思えます。

次に、資料3のパブコメの結果についてご説明いたします。

パブリックコメントにつきましては、前回の部会の直後からパブリックコメントをかけました。そのとき私たちは約2週間の予定だと申し上げまして、短いじゃないかということがございましたので、2月7日から2月28日まで22日間のパブコメをやりました。後ろにつきましては、これを整理したり、次の部会、総会に臨むための整理ということで、一応2月いっぱいという形で募集いたしました。提出があったものは3件だけでございます。

ページをめくっていただきますと、ここに書いてありますように、ご意見の1と2につきましては、自分の属する業種の基準値、Cの値が厳しいということで、簡単に言うと、緩くしてくれませんかというような趣旨でございます。これについては、見解にありますように、私たちの方でも実測データを解析して十分対応可能かと思えます。ほかの下水処理場についても似たような解析をして、基準値案が決まっているということでございます。

意見2を出した事業所につきましては、実態はかなり低いので、なぜこういうふうに見解をおっしゃるのかちょっと理解に苦しむんですけども、ここに付きましても、維持管理を徹底すれば十分基準はクリアすると思えます。

それから、3番目のご意見は、窒素、りん自動測定についてです。自動測定の義務は法で決められているんですけども、簡単に言うとそれをやめたいというようなご意見ですが、今回意見募集した規制基準のご意見ではありませんので、今後の参考にするということでございます。

以上、パブコメも含めまして総量規制の基準値、Cの値というものは前回と変えてございません。

以上です。

○田瀬部会長 どうもありがとうございました。ただいま説明をいただきました総量規制基準、それからパブリックコメントの結果について、ご意見、ご質問等がございましたらお願いいたします。

○細見委員 この①の意見を出した人は東京都の事業所ですか。

○池田水環境課長 そうです。多摩地域の方の、多摩地域では流域下水道に接続してなくて、市単独で下水処理場を持っているところが幾つかあるんですけども。

○細見委員 ああ、そこから。だから排水量がちょっと少ないわけですね。

○池田水環境課長 はい、そうです。

○細見委員 10万トンかそんなもんですかね。小さいかなと思って。そこからそういうクレームというか……

○池田水環境課長 ご意見があったと。

○細見委員 このコメントに関しては、僕は東京都の今お答えになったやつで十分かと思えます。僕は逆に、今、当然東京都でもいろいろ努力されて、例えば下水道のC値案というのは窒素でいうと25ppmで、国の最低の基準からするとちょっと甘いということで、努力されての結果が25まで今回減らしていただくということなので、僕はそれ自身を認めたい。ただ、これで終わりではないとか、さらにまたもう少し、国の一番厳しいレベルからすると、CODとかというのは一番厳しいレベルにやっておられるので、それに近づける努力はしてほしいというのが希望であります。

以上です。

○池田水環境課長 私たちも下水道局、一番大口の排出量でございますので、データをもとに私たちの立ち入った際の結果等をもとに交渉いたしまして、かなり私たちが頑張っただけで厳しくさせたつもりでございます。

○細見委員 ちなみに、例えば東京都だったら、A市はこういう状態だと東京都だったらのぐらい離れているものなんですか。25ppmと較べて。

○池田水環境課長 やっぱり処理場によります。ぎりぎりのところもあるし、前回もご説明しましたように、今度さらに初期雨水をなるべくのみ込んで処理しようと、そういうことで、一足飛びにCの値を厳しくすることはできない。ほとんど以前よりは厳しくなっているんですけども、そういう実態も見ながら、下水道局の方でも非常に努力して下げることになっているわけですが。

○細見委員 特に初期降雨も一緒に含めた形でこういうのを加えていこうというのは、負荷量全体としては非常に削減効果が高いと思われま。

○田瀬部会長 ありがとうございます。ほかに何かございますか。

1つ確認というか、先ほどの資料5-2の中の網かけのあるやつで、例えば先ほどの説明の33なんかは、第5次に比べるとすごいあれですね。110が50になったとかいうのは、第5次の政府の方が甘かったとか、そういうことなんですか。

○細見委員 国の基準が変わったんだと思います。

○田瀬部会長 こんなに簡単に、半分以下にぱっと変わっていいのかなという。

○池田水環境課長 都内に事業所があれば、そういう実態を十分見るんですけども、ここはなかったかと思えますね。そこを今ちょっと確認しようと思ったんですけども、国の方の下限値が下がったということだと思います。

○小倉委員 確認でよろしいでしょうか。先ほどの下水道業で、これが東京湾流総計画（※流域別下水道整備総合計画のこと。）の中に東京都はまだ決まっていないということで、この値が流総計画に反映されるということでよろしいですか。

○池田水環境課長 流総計画は30年スパンで、長い計画でございますが、これは21年までです。こういうものの延長ということでは、流総に当然反映されるかと思いますが、数値的に直接反映されるというわけではないです。

○小倉委員 もう少し少なく……

○池田水環境課長 ちょっとじゃなくて、もっと下げるということになると思います。

○小倉委員 何か東京都がなかなか決めていないという話を、ある市の下水道の方から聞いていたもので。

○池田水環境課長 いろいろ係数の決め方とか実態とか、そこで技術上ちょっと難しいところがあって作業がおくれぎみだということは聞いております。詳細はちょっとよくわからないんですが。

○小倉委員 わかりました。

○田瀬部会長 ほかにございますか。よろしいでしょうか。

それでは、総量規制基準につきましては、資料2のとおり環境審議会の方に報告をしたいと思っております。それでよろしいでしょうか。

（「はい」の声あり）

○田瀬部会長 どうもありがとうございました。

それでは、次に、第6次総量規制のこれまでの経緯と今後のスケジュールについて、事務局の方をお願いしたいと思います。

○池田水環境課長 資料6をごらんください。部会につきましては1月26日、この件では第1回ということでございますが、その後パブコメをやって、きょうの部会の後、11時から本審を予定してございます。本審でこの計画案の答申をいただきますれば、今後のスケジュールになりますが、4月には区市町村長への意見聴取をして、それから5月に予定されております環境大臣の同意ということで、これで正式に決まるわけでございます。それから直ちに計画の公告の手続をいたします。それが6月ごろになろうかと思っております。私たちとしては、この後に関係の事業者説明会を開いて徹底していきたいと思っております。現在のところ、新設基準につきましてはことしの9月1日、既設については、計画年度が始まります平成21年4月1日に規制開始というスケジュールでございます。

以上です。

○田瀬部会長 ただいまの件につきましてご質問ございますか。特に予定としてはよろしいでしょうか。

それじゃあこれで一応、1月26日と本日の2回にわたって、第6次の総量規制にかかる総量削減計画及び総量規制基準につきまして審議を重ねてまいりました。皆様のおかげで、総量削減計画と総量規制基準について、資料の1と2のとおり部会としてとりまとめることになりました。これにつきましては、この後11時から開催されます東京都環境審議会におきまして、水質土壌部会の審議結果として報告をしたいと思います。

それでは、本日の議事は終了となりますので、これ以降につきましては事務局の方に引き継ぎしたいと思います。よろしく申し上げます。

○谷上企画調整課長 どうもご審議ありがとうございました。

今、部会長が申し上げましたとおり、この後11時から同じ庁舎ですけれども、33階の特別会議室S6、南側になりますS6で第28回東京都環境審議会総会ということで、この件につきましてご審議いただく予定になってございます。まだ若干時間等ございますけれども、会議室の方にはご案内いたしますので、よろしくお願ひしたいと思います。引き続きのご審議ということで大変恐縮ですけれども、よろしくお願ひいたします。

○谷上企画調整課長 どうもありがとうございました。

午前10時33分閉会